

第 3 号 (令和 4 年 3 月 1 8 日)

会 議 録

定 例 会

(再開)

令和4年3月井手町議会（定例会）会議録（第3号）

招集年月日

令和4年3月18日

招集の場所

井手町役場議場

開閉会日時及び宣告

開会 令和4年3月18日午前11時00分 議長 西島寛道

閉会 令和4年3月18日午前11時50分 議長 西島寛道

応招議員

1番	奥田	俊夫	2番	脇本	尚憲
3番	谷田	利一	4番	西島	寛道
5番	岡田	久雄	7番	丸山	久志
8番	中坊	陽	9番	谷田	みさお
10番	木村	武壽			

不応招議員

なし

出席議員

1番	奥田	俊夫	2番	脇本	尚憲
3番	谷田	利一	4番	西島	寛道
5番	岡田	久雄	7番	丸山	久志
8番	中坊	陽	9番	谷田	みさお
10番	木村	武壽			

欠席議員

なし

会議録署名議員の氏名

2番	脇本	尚憲	9番	谷田	みさお
----	----	----	----	----	-----

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	森田	肇	議会書記	辻井	祐介
議会書記	坂井	幸一郎			

地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	汐見	明男	副町長	島田	智雄
----	----	----	-----	----	----

参 与 西垣 義郎  
理事兼総務課長事務取扱 脇本 和弘  
理事兼建設課長事務取扱 西岡 久  
保健医療課長 中谷 誠  
上下水道課参事 仁木 崇

教 育 長 中田 邦和  
理事兼地域創生推進室長事務取扱 藤岡 栄  
企画財政課長 花木 秀章  
高齢福祉課長 寺井 佳孝

議事日程

別紙のとおり

会議に付した事件

別紙のとおり

会議の経過

別紙のとおり

# 令和4年3月井手町議会定例会

## 議 事 日 程〔第3号〕

令和4年3月18日（金）午前11時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第3号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例制定の件
- 第3 議案第13号 令和4年度井手町一般会計予算
- 第4 議案第14号 令和4年度井手町国民健康保険特別会計予算
- 第5 議案第15号 令和4年度井手町水道事業会計予算
- 第6 議案第16号 令和4年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計予算
- 第7 議案第17号 令和4年度井手町後期高齢者医療特別会計予算
- 第8 議案第18号 令和4年度井手町介護保険特別会計予算
- 第9 議案第19号 令和4年度井手町公共下水道事業特別会計予算
- 第10 議案第20号 令和4年度井手町多賀財産区特別会計予算
- 第11 議案第22号 工事請負契約について同意を求める件
- 第12 発委第2号 井手町議会広報発行に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第13 閉会中の継続調査の申出について

## 議事の経過

議長（西島寛道） 皆さん、ご参集、ご苦労さまでございます。

ただいまから令和4年3月井手町議会定例会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

町長より、議案第22号として、工事請負契約について同意を求める件が追加提案として提出されております。なお、日程事項として組み入れておきましたので、よろしく審議願います。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番、脇本尚憲議員、9番、谷田みさお議員を指名いたします。

日程第2、議案第3号、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例制定の件を議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 岡田久雄総務文教常任委員会委員長。

5番（岡田久雄） ただいま議題となっております議案第3号、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例制定の件につきまして、総務文教常任委員会における審査の経過並びに結果についてご報告いたします。

本委員会は、3月9日に招集いたしまして、4名の委員全員出席の下、町長並びに副町長、関係者の出席を求め、慎重かつ熱心に審査が行われました。その質疑の中から、主な内容についてご報告申し上げます。

まず、今回なぜ当該条例を新たに制定することになったのか、具体的にどここの公益的法人等に派遣しようとしているのかとの質疑に、全国町村会から、役員である正副会長の町村職員を対象に職員の派遣依頼があり、その事務局へ町職員1名を派遣しようと考えている。全国町村会は法律に定める公益的法人等であり、今回条例を定めることで職員を派遣できるとの答弁がありました。

次に、派遣職員の身分はどのように位置づけられるのかとの質疑に、法律において、派遣期間中は派遣先団体の業務に従事し、また、職員が派遣されたとき就いていた職を保有するが、職務には従事しないとされているため、本町の職員の身分と全国町村会での身分を併有するとの答弁がありました。

次に、派遣職員のサービスの適用はどうなるのかとの質疑に、本町職員としての身分を有することから、地方公務員法上の禁止等行為の適用のほか、全国町村会の関係規定が適用されるとの答弁がありました。

次に、第4条に職員の給与に関する条例の特例の規定があるが、派遣職員の給与の支払い元はとの質疑に、派遣期間中の給与は町から支給せず、全国町村会が支給するとの答弁がありました。

次に、第5条の派遣職員の復帰時における処遇の趣旨は何かとの質疑に、派遣職員は派遣先団体の公務に専従していることとなるが、昇給、昇格等については、復帰時に派遣されていない他の職員と比べて不利益にならないよう規定されているとの答弁がありました。

次に、派遣する期間の上限年数について、法律などで示されているのか。実際、何年間派遣しようと考えているのか。また、行財政改革を行っている中で、限られた職員数で業務を行っておられるが、派遣による欠員1名に対する補填はどのように考えているのかとの質疑に、法律において、原則3年を超えてはならないとの規定がある。全国町村会からの依頼で、2年間派遣しようと考えている。現状、人事交流を除く3名の職員が実務研修として京都府等へ行っているが、派遣については、その範囲内で対応するとの答弁がありました。

最後に、採決を行った結果、議案第3号、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例制定の件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、ここに報告いたします。

以上です。

議長（西島寛道）　これで委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道）　質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道）　討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第3号、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例制定

の件を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(西島寛道) 挙手全員です。したがって、議案第3号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第13号、令和4年度井手町一般会計予算から、日程第10、議案第20号、令和4年度井手町多賀財産区特別会計予算までの8件を一括議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 脇本尚憲予算特別委員会委員長。

2番(脇本尚憲) ただいま議題となっております議案第13号、令和4年度井手町一般会計予算から議案第20号、令和4年度井手町多賀財産区特別会計予算までの8件の議案につきまして、本予算特別委員会における審査の経過並びに結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、去る3月9日の3月定例会におきまして、議員全員をもって構成する予算特別委員会が設置され、令和4年度の8件の当初予算が付託されたものであります。

本予算特別委員会は、3月14日、16日の2日間にわたり、町長並びに関係者の出席を求め、慎重かつ熱心に審査が行われたところでございます。

次に、審査内容の報告に入るわけですが、議員全員が委員となっておりますので、審査の過程で出ておりました質疑の内容等の報告並びに討論の報告は省略させていただきますので、よろしく申し上げます。

次に、質疑並びに討論の終了後に、本案に対する採決を行ったところであります。

それでは、本予算特別委員会における審査の結果についてご報告申し上げます。

議案第13号、令和4年度井手町一般会計予算、議案第14号、令和4年度井手町国民健康保険特別会計予算、議案第17号、令和4年度井手町後期高齢者医療特別会計予算、議案第18号、令和4年度井手町介護保険特別会計予算の4議案につきましては、賛成多数をもちまして原案のとおり可決す

べきものと決し、議案第15号、令和4年度井手町水道事業会計予算、議案第16号、令和4年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計予算、議案第19号、令和4年度井手町公共下水道事業特別会計予算、議案第20号、令和4年度井手町多賀財産区特別会計予算の4議案は、いずれも賛成全員をもちまして原案のとおり可決すべきものと決しましたので、ここにご報告申し上げます。

議長（西島寛道）　これで委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道）　質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　谷田みさお議員。

9番（谷田みさお）　ただいま議題になっております議案第13号から第20号の8議案のうち、議案第13号、井手町一般会計予算、第14号、井手町国民健康保険特別会計予算、第17号、井手町後期高齢者医療特別会計予算、第18号、井手町介護保険特別会計予算の4議案に反対、第15号、井手町水道事業会計予算、第16号、井手町多賀地区簡易水道事業特別会計予算、第19号、井手町公共下水道事業特別会計予算、第20号、井手町多賀財産区特別会計予算の4議案に賛成の立場で討論いたします。

討論に入る前に、昨夜の福島県沖を震源とする大きな地震でお亡くなりになった方、また、けがをされた皆さんに心からお見舞いを申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に対する不安とロシアのウクライナ軍事侵攻に対する不安、二つの大きな社会不安の中で、2022年の新しい年度が始まります。京都府を含む18の都道府県全てでまん延防止等重点措置が3月21日に解除される見通しとなりましたが、まだまだ感染予防対策は不可欠です。コロナで命や健康が脅かされている上に、経済的落ち込み、物価高、雇用不安、世界平和の危機など、国民生活を取り巻く環境は、まさに先が見えない状況です。

そんな今こそ、一人も取り残すことなく、住民に寄り添い、励ます施策を

井手町が進めていくことが求められています。その観点から見て、2022年度井手町予算は誠に不十分です。

本町では、新型コロナに感染していないか不安だ。社会活動を行っても大丈夫かなどを確認するために欠かせないPCR検査や抗原検査を、症状がなければ町内では受けられません。第6波の特徴として子どもの感染が広がっているにもかかわらず、保育園、小・中学校に配置されている検査キットがほとんど使われていないということが明らかになりました。非常に感染力が強いオミクロン株の特性から、濃厚接触者と認定されていなくても、同じクラス、同じ部屋で一定時間行動していた人みんなが検査を受けなければ、不安で登園、登校させられないという保護者の声があります。当然ではないでしょうか。子どもの教育を受ける権利を守るためにも、検査を拡大することが不可欠です。

ワクチン接種に当たっても、接種場所まで行けない住民が、ワクチンは受けたいが、家族や隣人に送迎の迷惑をかけたくない。タクシーは高くつくしと悩んでおられる姿に大変心が痛みました。本町のような小規模自治体だからこそきめ細かい新型コロナ対策を切に望みます。

新年度は、役場新庁舎と関連施設建設に莫大な投資が必要です。庁舎の老朽化と防災上の問題点を考慮すれば、移転新築は当然のことと考えますが、駅より37メートルも高いという位置を考えると、どうしてもアクセスの手段が必要です。立派な庁舎ができて、利用できない住民がいていいのでしょうか。社会福祉協議会の福祉有償運送任せにするのではなく、直ちに町内の公共交通を整備すべきです。

町職員は、自らの感染不安と闘いながら膨大なコロナ対策業務に追われたにもかかわらず、期末手当を削られました。212人と正規職員の倍以上の数となった会計年度任用職員も、ようやく手にした期末手当を削られました。人件費を削るほど簡単な行政改革はありません。今、職員には十分な慰労こそ必要ではないでしょうか。

国民健康保険会計では、ようやく子どもに係る負担軽減が実現しましたが、対象は就学前の子に絞られ、全額ではなく半額の補助にとどまっています。さらなる負担軽減が必要です。医療費が落ち着いている今こそ、当年所得の急減に応じた国保税減免を制度化するよう求めます。

後期高齢者医療会計では、広域連合による2年ごとの保険料見直しで0.

5%の保険料アップとなりました。加えて10月からは、単身で200万円、夫婦で320万円以上の年金があれば、窓口負担が2割に引き上げられます。本町でも16.1%の方が対象となります。後期高齢者は他の世代と比べて高い医療費、低い収入という生活実態があり、有病率も高いのに、窓口負担が2倍になれば、さらなる受診控えと重症化を招き、まさに命取りとなります。国は、現役世代の負担軽減のためと言いますが、実際は、今回の改革で月額30円の現役世代の負担軽減にとどまります。減るのは事業者、企業の負担と公費負担です。

介護保険会計では、昨年8.3%も値上げされた高い介護保険料が高齢者を苦しめています。コロナ禍によって、必要な介護が十分に受けられなかったり、家族や友人との触れ合いさえも減って、認知症のリスクを抱える高齢者が増えており、真に必要な介護を社会的に保障する介護保険制度となっていません。福祉用具購入に際しては、自己負担額だけ支払えば済む受領委任払い制度を早急に導入するよう求めます。

以上のような理由から、議案第13号、第14号、第17号、第18号の4議案に反対、第15号、第16号、第19号、第20号の4議案に賛成をいたします。

議長（西島寛道） ほかに討論ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 谷田利一議員。

3番（谷田利一） 3番、谷田利一です。

ただいま議題となっております令和4年度井手町一般会計予算並びに特別会計予算について、賛成の立場から討論いたします。

まず、令和4年度の一般会計予算の総額は80億3,100万円で、昨年度同様、新型コロナウイルス感染症対策関連事業に迅速に取り組む一方で、本町の将来を左右する大型事業の実施により、過去最大の予算規模となり、本町の最も大きな課題である人口減少を解決するために、利便性の向上を図るためのJR奈良線の複線化、雇用の創出や税収確保のための企業誘致、住宅地をはじめとする開発適地拡大のための国道24号城陽井手木津川バイパスの整備の三つの事業に引き続き重点を置きつつ、今年度は、新庁舎建設や山吹ふれあいセンターの移転、国道24号城陽井手木津川バイパスと市街地とのアクセス道路となる町道整備、多賀地区町営住宅の建て替え、山城多賀

駅前商業施設の早期開業への支援など、まちを活性化するための事業にもしっかりと取り組まれていると高く評価するものであります。

新年度予算案の主な事業として、具体的に申し上げますと、まず、総務関係では、新庁舎建設事業をはじめ、利便性向上のためのJR奈良線高速化・複線化第二期事業費補助金、また自治体DXを推進するためのデジタル地番図整備、交通安全等やカーブミラー等の交通安全施設整備、防犯カメラ整備などが予算計上されています。

次に、民生関係では、自動車急発進防止装置取付の補助をはじめ、老人クラブ活動助成、障害者自立支援事業費、バリアフリー整備、福祉タクシー事業など、高齢者、障がいのある方に対する数々の充実した支援策や、子どもの健やかな育ちと子育て世代を支援するための医療費助成や病児保育事業、子育て支援チャイルドシート等購入費助成、また出産を祝い、子育て世帯を応援することを目的とした井手町出産応援給付金など、各世代に配慮した予算が計上されています。

次に、衛生関係では、各種健診事業の実施、再生可能エネルギーの普及促進のための薪ストーブ等設置補助や住宅用太陽光発電システム等設置補助、また、終息が期待される新型コロナウイルスワクチン接種事業などが予算計上されています。

次に、農林関係では、農業者が営農を継続することができるよう地域営農継続支援事業や新規就農者確保対策事業、山林や里山の景観を守るための森林整備事業、イノシシ、猿、鹿などから農作物を守るための有害鳥獣駆除などが計上されています。

次に、商工関係では、商工業の振興を図るための町商工会振興事業やいちょう百縁商店街事業補助、井手町商工会が実施するプレミアム付き商品券発行事業への補助をはじめ、特産品開発推進事業などが計上されています。

次に、土木関係では、安全通行を確保するための道路舗装をはじめ、府立特別支援学校への救急車両の進入路となる道路整備、国道24号城陽井手木津川バイパスへのアクセス道路となる町道整備、山城多賀駅前商業施設建設に関連した町道整備、多賀地区町営住宅建替事業や町営住宅外壁改修など、住民の生活を守る暮らしの周辺整備に多く予算計上されています。

次に、消防関係では、災害に強いまちづくりのために、防災広場整備や新庁舎等計画地内に新設する防災倉庫の整備、消防ポンプ自動車の更新などが

予算計上されています。

最後に、教育関係では、山吹ふれあいセンターの建設費をはじめ、小学校児童や中学校生徒の学力向上のための数検チャレンジ推進事業や英検チャレンジ推進事業、また学習意欲を高めるためのジョイントアップ推進事業やチャレンジ学習事業、泉ヶ丘中学校国際交流・海外派遣事業など、教育環境充実のための予算が計上されています。また、保護者負担の軽減を図るため、給食費の完全無償化や修学旅行費援助、多賀地区生徒の通学費助成など、多くの予算が計上されています。

以上のように、本年度の予算案を見ると、いまだ予断を許さない新型コロナウイルス感染症対策関連の事業のほか、教育や福祉、子育て支援の充実、暮らしの周辺整備、商工業の振興、防災対策など、多岐にわたる住民ニーズに的確に応えながら、第5次井手町総合計画の中で、町の将来像として掲げている、「～居心地よく、住んでみたい、住み続けたい～安心・安全で豊かな自然と利便性が共存する新しいまち」の実現に向け、継続事業にも十分配慮しつつ、新規事業にも積極的に取り組むための所要の経費が計上された予算編成であることが見て取れます。

また、特別会計につきましても、総額は28億9,014万8,000円で、医療、介護、高齢福祉など、住民が安心して暮らせるための予算であり、上下水道についても、計画的に整備・更新を行うための予算であることがうかがえます。

以上、自主財源が乏しい中においても、限られた財源を有効活用して、終息の見えないコロナ禍においても、住民を誰一人取り残さないという思いの籠もった充実した予算編成であると高く評価いたします。

以上のことから、令和4年度一般会計並びに特別会計の予算に賛成いたします。

議長（西島寛道） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） これで討論を終わります。

これから、議案第13号、令和4年度井手町一般会計予算を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。議案第13号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西島寛道） 挙手多数です。したがって、議案第13号は委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第14号、令和4年度井手町国民健康保険特別会計予算を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。議案第14号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西島寛道） 挙手多数です。したがって、議案第14号は委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第15号、令和4年度井手町水道事業会計予算を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。議案第15号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西島寛道） 挙手全員です。したがって、議案第15号は委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第16号、令和4年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計予算を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。議案第16号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西島寛道） 挙手全員です。したがって、議案第16号は委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第17号、令和4年度井手町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。議案第17号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西島寛道） 挙手多数です。したがって、議案第17号は委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第18号、令和4年度井手町介護保険特別会計予算を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。議案第18号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は举手願います。

(賛成者举手)

議長(西島寛道) 举手多数です。したがって、議案第18号は委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第19号、令和4年度井手町公共下水道事業特別会計予算を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。議案第19号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は举手願います。

(賛成者举手)

議長(西島寛道) 举手全員です。したがって、議案第19号は委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第20号、令和4年度井手町多賀財産区特別会計予算を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。議案第20号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は举手願います。

(賛成者举手)

議長(西島寛道) 举手全員です。したがって、議案第20号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第22号、工事請負契約について同意を求める件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(举手する者あり)

議長(西島寛道) 西岡建設課長。

理事(西岡 久) それでは、議案第22号、工事請負契約について同意を求める件についてご説明申し上げます。

多賀地区町営住宅建築工事について、下記のとおり工事請負契約をしたいので、井手町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により同意の議決を求める。

記としまして、1、契約の対象、3宅建第3号、多賀地区町営住宅建築工事。2、契約金額、金2億7,121万6,000円、うち取引に係る消費税額、金2,465万6,000円。3、契約の相手方、京都府綴喜郡井手

町大字井手小字南玉水48番地の3、中和建設株式会社、代表取締役、中谷英輔氏。4、契約の方法、一般競争入札による契約。

なお、今回の工事請負契約につきましては、老朽化した多賀地区町営住宅の建て替えのため、新しい住宅を建築する工事であります。

また、工期につきましては、令和5年3月24日までを予定しております。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　谷田みさお議員。

9番（谷田みさお）　まず、何者入札があったのか。会社名と入札額をお願いします。落札率は幾らになりますか。あわせて、今回、建築工事ですけれども、ほかに電気設備の工事もあると思いますし、これまでに土地取得をしてきた経費とか造成の工事も経費もかかっておりますが、あとの老朽化したほうを除却したりする、それは別としまして、そこまで、新しい住宅を建てるために合計で幾らかかることになるのかお尋ねします。

もう1点は、落札者名を見ますと、役場の新庁舎建設の落札者の共同企業体、JVの中の1者だと思っておりますけれども、役場の建設工事に関しては、低入札価格の調査になったということもあって、技術者の確保などでより厳しい条件が課されていると思うんですが、今回また同じ業者がほとんど工期がかぶる建設工事を請け負われるということについて、何か制限など設けられていないのか。例えば、また新年度に新たなふれあいセンターの建設など大型の建設工事がまだ控えておりますが、それもまたほぼ工期がかぶってくると思うんです。そういうときに、同じ業者ばかりが請負に当たられるということになって、入札価格が安ければそれで、そういうことは考慮しないんだということなのか、お尋ねをいたします。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　西岡建設課長。

理事（西岡　久）　今回、中和建設株式会社が落札されておりますけど、入札の参加につきましては、全部で2者ございまして、もう1者につきましては株式会社巖建設工業で、入札された金額につきましては2億4,904万

4,000円で税抜でございます。中和建設株式会社につきましては、落札の率につきましては91.08%でございます。同時期に電気工事も発注しておりまして、電気工事につきましては西工株式会社が落札されております。こちらの方は5,000万以下でございましたので、議会の方の同意は取っておりません。

これまでのかかった金額等々についてのご質問につきましては、現在、今後、工事において、管理業務というものが委託で発注することになりますけれども、それも含めまして、委託関係に約4,000万、用地を取得するための用地補償費が約4,000万、工事につきましては、これまでの分と今回の落札、合わせまして約3億1,000万ということで、合計額で、今後の解体なりを除きまして3億9,000万程度となっております。

もう一つ、今回の落札されたところが、新庁舎の構成員と同一ということについてでございますけれども、新庁舎の方につきましては、低入札価格以下で調査をさせていただいたということで、配置する技術者を複数名採ることになっております。今回の工事につきましては、同一の技術者ではない技術者が登録されておりますので、特段問題ないかと考えております。今後、何らかの制限を設けるのかということにつきましては、現時点では考えておりません。

以上でございます。

議長（西島寛道） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） 今回、技術者の登録は別の方なのでということがあったんですけども、ほかに特段考えてないとおっしゃっているんですが、同じ技術者であれば、それは、工期がかぶるものについては認めていないということなのかどうかお尋ねします。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 島田副町長。

副町長（島田智雄） ある一定の金額の公共事業につきましては、その工事に関わる主任技術者につきましては専任という形が規定されております。したがって、先ほど課長が申し上げましたように、別の技術者が専任して担当する必要があるという形になります。ですから、以後の入札等につきま

しても、専任で技術者を確保できるのであれば、その要件としては満たすという形になります。

議長（西島寛道） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第22号、工事請負契約について同意を求める件を採決します。

議案第22号に同意することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西島寛道） 挙手全員です。したがって、議案第22号は同意することに決定しました。

次に、日程第12、発委第2号、井手町議会広報発行に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

発委第2号について、提出議員から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 脇本尚憲議会広報編集委員会委員長。

2番（脇本尚憲） 2番、脇本尚憲です。

ただいま議題となっております発委第2号、井手町議会広報発行に関する条例の一部を改正する条例制定の件について、提案理由の説明を申し上げます。

井手町議会においては、町民に対し、分かりやすく速やかに議会の状況を報告するため、定例会開催ごとに議会広報を発行しておりますが、議会のさらなる情報公開とより多くの町民に関心を持たれる広報活動を目指すため、現在設置している議会広報編集委員会の委員の数を現行5人から、発行責任者である議長を含む全議員に改めるものであります。

それでは、発委第2号、井手町議会広報発行に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、ご説明いたします。2ページの井手町議会広報発行に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表をご覧ください。

例規ページ163ページ、第3条、委員会の規定におきまして、同条第2項「5人とし、議長が議会に諮って指名する」を「全議員とする」に改め、第4条、委員の任期を削り、第5条を第4条し、第6条を第5条とするものであります。

それでは、1ページに戻っていただきまして、附則として、この条例は、公布の日から施行し、次の一般選挙から適用する。

以上であります。

議長（西島寛道） これにて提案理由の説明を終わります。

本件につきましては質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

これから、発委第2号、井手町議会広報発行に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

発委第2号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西島寛道） 挙手全員です。したがって、発委第2号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第13、閉会中の継続調査の申出についてを議題とします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（西島寛道） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

ここで、令和4年3月井手町議会定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

今期定例会は3月7日に招集され、本日まで12日間にわたり、令和4年度井手町一般会計予算をはじめ特別会計予算、その他条例関係など、提案された全ての案件を議員各位の真剣な審議により議了することができました。本日をもって閉会できますことは、これひとえに議員各位と町長をはじめ行政側のご協力によるものでございます。

議員各位にとりましては、平成30年4月に井手町議員として就任されて

以来、4年間、厳しい社会情勢の中、住民の多岐多様なニーズとその負託に応えるべく、議員活動の資質の向上と井手町の発展にご尽力いただき、また、様々な取組をしていただきましたことに対し、厚くお礼申し上げます。

また、汐見町長以下、職員の皆さんにおかれましては、人口減少対策という喫緊の課題解決に向け、利便性の向上を図るためのJR奈良線複線化第二期事業や住宅地をはじめとする開発適地拡大のための国道24号城陽井手木津川バイパスの整備促進、山城多賀駅前への大型商業施設誘致、新庁舎建設や道の駅の整備といった大変重要な事業に積極的に取り組んでいただいていることは、「居心地よく、住んでみたい、住み続けたいまち」をつくることに必ずつながると大いに期待をしております。

さて、私ごとでございますが、令和2年5月に22代目議長に就任をさせていただき、今日を迎えることができました。議員の皆さん、そして理事者をはじめ職員の皆さんに、改めてお礼を申し上げる次第でございます。

来る4月10日には町議会選挙が執り行われます。再出馬を予定されている議員各位におかれましては、健康にご留意いただきまして、当選の栄位を得られ、再びこの議場で顔を合わすことができますよう、格段のご努力、ご健闘をお祈り申し上げます。また、今期限りでご勇退されます議員におかれましては、誠に心残りの感がいたしますが、今日まで地方自治の発展に尽くされたご功績に対しまして、深く敬意と感謝の意を表す次第であります。なお、今後はご自愛を頂きまして、より一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

最後に、理事者並びに職員各位におかれましては、今後ともご健勝で町政発展のため格段のご尽力を賜りますよう心からお願い申し上げまして、閉会の挨拶といたします。

この際、町長から発言の申出がありますので、これを許します。

汐見町長。

町長（汐見明男） 町議会も、特に緊急案件がない限り本日をもって皆様の任期最後の議会となりますので、お礼を兼ねまして一言ご挨拶申し上げます。

去る3月7日に開会いたしました3月定例会におきまして、議員各位には、本会議並びに委員会を通じて慎重ご審議いただき、令和4年度予算案並びに関係案件を全て原案どおりご可決いただきましたことに、厚くお礼を申し上げます。

今回の予算につきましては、何分限られた財源に基づく関係上、議員各位におかれましては、各般にわたり不十分な点もあるかと思いますが、今後、関係機関等に働きかけ、また自主財源の確保にも努めながら、適当な時期に追加補正の措置等を講じてまいりたいと考えておりますので、何とぞご了承賜りたいと思います。

なお、本会議や委員会を通じて種々賜りました議員各位のご意見やご要望につきましては、各担当課でもう一度精査をいたしまして、必要なものについては、今後の運営に十分反映させてまいりたいと思っておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

さて、在任中、幾多の功績を残されました議員各位の任期もいよいよ間近に迫ってまいりました。今、この4年間の町政を振り返ってみますと、事業面、財政面とも大きく前進を見ることができました。

その主なものを申し上げますと、事業面では、JR奈良線高速化・複線化第二期事業の関連事業として玉水駅の橋上化、自由通路をはじめ、駅前広場や駐輪場の整備が実現できましたほか、山城多賀駅から玉水駅までの複線化も完成を見ることができました。

また、災害時のネットワーク強化や開発適地拡大を促す国道24号城陽井手木津川バイパスにつきましても、現在、国において道路設計や用地買収を進めていただいているほか、バイパスと市街地とのアクセス道路の整備や老朽化した多賀地区の町営住宅建て替え、雇用の創出や税収確保のための企業誘致など、本町の課題解決に向けて最も重要な事業につきましても、着実に前進することができました。

ほかにも、JR玉水駅や人権交流センターへのエレベーター整備をはじめとするバリアフリー検討委員会の意見を反映したバリアフリー整備、京都府立井手やまぶき支援学校へのアクセス道路整備、地域商工業の振興を図るために、今後も安定的、継続的な支援を継続させるための井手町地域商業活性化支援基金の設置など、安全性や利便性の向上、地域商工業の支援などにも積極的に取り組むことができました。

福祉や教育におきましても、新型コロナウイルスの感染拡大により我慢を強いられている住民の生活を応援するために、住民1人につき2万円を給付する井手町生活応援給付金給付事業や、住民からの強い要望に応えるため、住民1人につきマスク50枚を支給する新型コロナウイルス感染防止支援、

町内の子育て施設内での感染拡大を防止するため、空調設備を換気機能を有するものに更新する子育て施設換気システム整備などに取り組むことができました。

また、小学5年生と中学2年生、3年生の全員が受検する算数・数学検定の検定料全額補助や中学生へ英語力向上を支援する英検チャレンジ事業などをはじめ、井手町の次代を担う子どもの出産を祝い、子育て世帯を応援することを目的とした井手町出産応援給付金や、保護者負担の軽減を図るために、保育園から中学校卒業までの給食費の実質無償化についても実現することができました。

さらには、防災拠点としての機能の充実と住民サービスのさらなる向上を図るための新庁舎建設や山吹ふれあいセンターの移転につきましても、いよいよ着工の見込みとなりました。

一方、財政面では、決算状況でも明らかなように、基金残高や地方債残高をはじめ、財政の健全化を判断する実質公債費比率や財政構造の弾力性を判断する経常収支比率など、財政状況は府内市町村の中でも最も良好となっております。

このように多くの事業に取り組み、健全財政を維持できておりますのも、国や京都府のご支援と議会や住民のご協力のおかげであると心から感謝しているところでありまして、改めてお礼を申し上げる次第であります。

お聞きするところによりますと、多くの方が引き続き町議会に立候補されることとありますが、引き続きご出馬になる方々におかれましては、ご健闘いただき、めでたくご当選になり、再びこの議場でお目にかかれますよう、心からお待ち申し上げます。また、この際、後進に道を譲られる方には、今後、町議会の議席を離れられましても、在任中と変わられることなく、町政に対して何かとご指導、お力添えを賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、議員各位のご健康とご多幸、そしてますますのご活躍を心よりお祈り申し上げ、私の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

議長（西島寛道） お諮りします。以上、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（西島寛道） 異議なしと認めます。

よって、これをもちまして令和４年３月井手町議会定例会を閉会します。  
大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前１１時５０分

右、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長           西 島 寛 道

署名議員       脇 本 尚 憲

署名議員       谷 田 み さ お